

ID: 1631

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者に対する業務管理体制に係る勧告措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の40第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【根拠条文】 第24条の40 第24条の38第2項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 内閣総理大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 3 内閣総理大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 内閣総理大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日